

払い切れない! 国保料(税)



法定減免制度があります

国が定めた所得基準に応じて、保険者(市町村)が職権で、国保料(税)の「応益割」分を7割、5割、2割減額する制度です。申請不要ですが、世帯主(国保未加入含む)とその世帯の国保加入者の申告所得を合計して判定します。所得が低いのに高い国保料(税)が通知された場合は、内容を確認しましょう。

民商に相談を

高すぎる国保料(税)にお困りではないですか。
負担を軽くする方法があります。ぜひ、民商にご相談ください。

減額基準の前年所得			
世帯員数	2割軽減	5割軽減	7割軽減
1人	83万円	60.5万円	33万円
2人	133万円	88万円	33万円
3人	133万円	115.5万円	33万円
4人	233万円	143万円	33万円
5人	283万円	170.5万円	33万円

保険料が4分の1に

病気や災害、商売の売上げが大幅に減少した場合、市町村には国保料(税)を独自に減免できる制度があります。

●神奈川県の大工のAさん(65歳)

義母の介護・医療負担が月に約10万円
民商に相談して居住する市に申請

国保料 月額 5万4300円 ➡ 1万3600円

申告見直しで国保料を下げる

国保料(税)は確定申告した所得で決まります。経費や控除の申告漏れがないか見直すことで、国保料を下げられる可能性があります。申告後でも可能です。

●長崎県の運送業のBさん(49歳)

民商に相談し、経費や控除の漏れを発見

国保料 41万6000円 ➡ 21万1000円

住民税 15万円 ➡ 5500円

滞納で差し押さえを受けたら

児童手当や年金の差し押さえは「違法」です。生活を困窮に追い込む差し押さえは執行停止するよう、総務省は全国に通知しています。民商では、差し押さえを解除させ、商売を続けられるよう応援しています。